

民間資金等活用事業推進委員会  
事業部会  
第3回議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第3回事業部会  
議事次第

日 時：平成29年2月8日（水）15:00～16:33

場 所：中央合同庁舎8号館5階共用C会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 前回の議論について
- (2) 人材供給について
- (3) 報告書（案）について
- (4) その他

3. 閉 会

○直原企画官 それでは、ただいまから「民間資金等活用事業推進委員会第3回事業部会」を開催いたします。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

本日は、ごらんとおり、5名の委員、専門委員の皆様全員に御出席いただいております。定足数の過半数に達しておりますので、部会が適法に成立しておりますことをまず御報告申し上げます。

次に、本日の資料についてでございますが、資料1～4がございますが、前回でもございましたように、資料2「人材供給について」は本日も非公表の扱いとさせていただきますので、取り扱いのほうは御留意いただきますよう、よろしく願いいたします。

また、前回、前々回と御協力いただいております議事録についてでございますが、人材供給にかかる部分につきましては、議事録のほうも公表はしないということの方針で取りまとめておりますので、そちらのほうもあわせて申し添えさせていただきます。

それでは、以後の議事につきまして、柳川部会長に進めていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○柳川部会長 電車がおくれまして、済みません。御迷惑をおかけしました。申しわけございません。

それでは、早速ですけれども、本日の議事に入らせていただきます。

本日は、前回までの部会における議論を踏まえて、取りまとめに向けた審議を行いたいと思います。

まず事務局から資料1に基づき、前回部会での御意見と資料2の「人材供給について」を続けて御説明をお願いいたします。

○直原企画官 それでは、事務局から資料1、資料2のお話を申し上げます。

机のほうに置いてあります大きな資料、運用の手引きというものがございます。ちょっと気になるかと思っておりますので、資料1に入る前に若干の御説明を申し上げます。

こちら、1月31日に公表した資料で、内閣府のほうで取りまとめたものでございまして、地方公共団体が優先的検討を効果的に実施するための有用な情報ということで、3章立てで資料をまとめております。

目次等をごらんいただきますと概要が把握できると思いますが、第1章は基礎編として、適切なPPP/PFI手法の選択、または簡易な検討における数値の設定など、自治体さんにとって基礎的な情報を載せております。

また、第2章は応用編としまして、収益型事業、またコンセッション事業などでの優先的検討の行い方ですとか、庁内の推進体制の行い方、先進事例を含めまして御案内をしようというものです。

それと第3章ですが、こちらはさまざまなPPP/PFIの事例を載せております。都合95ページから始まって275ページまでですので、相当な分量があるのですが、こちらのほうでさまざまな事例をまとめたというものでございます。

この資料は、PFI推進委員会の優先的検討部会、私どもの事業部会とちょうど兄弟分に当たるような部会で1月にまとめたという資料でございまして、まずは参考までに御紹介申し上げさせていただきます。

続きまして、資料1、資料2のほうの御説明に入りたいと思います。

まず、資料1ですが、前回の部会で出ました主な御意見についてということでございます。

こちらについてですけれども、まず1ページおめくりいただきますと3つ出ておりまして、民間提案について、バンドリング・広域化について、人材供給についての御議論。大体、こんなお話があったのかなということでもまとめさせていただいております。

まず、民間提案についてですが、こちらは法民間提案の運用改善についての話ですが、加点インセンティブには具体の検討が必要だということで、3つ主に挙げていただいたと思っております。1つが加点割合の決め方。それと、複数の提案があった場合の取り扱いのこと。また、提案公募段階で事前にインセンティブ付与があることを提示する必要があるのではないかというお話がありました。

また、民間からの自発的な提案、アンソリシテッドというお話でしたが、そちらについては引き続き制度として継続するということの御確認もさせていただきました。

続いて、2つ目のバンドリング・広域化についてですが、地方公共団体に対するインセンティブが必要だというお話ですとか、バンドリング・広域化のメリット、効果を積極的に周知すべきというお話ですとか、あとは施設機能の組み合わせ、事業規模等、計画づくりの参考となるような情報を提供するとよいのではないかと御意見をいただきました。

3つ目、人材供給についてですが、前回調査した3件の事例だけで一般的なことを言うのはまだ難しいのではないかとということで、今後、コンセッション事例についてもヒアリングを重ねていく必要があるということでした。

それと、施設運営に関する専門ノウハウの移転について、官民が一定期間連携して引き継ぐ必要があるというお話もいただきました。

また、実施契約から事業開始までの間、人材調達が厳しいのであれば、その期間を延ばすことで改善できるのではないかと御示唆ですとか、ノウハウを持った海外のコンセッション事業者と日本企業がより組みやすい環境を整備してはどうかというお話があったところでございました。

続きまして、資料2のほうに入りたいと思います。

今、前回の部会の中でも御指摘いただいたところですが、3件だけで一般的なことを言うのはまだ難しいということで、ちょっと取りまとめをもう一度見直したところでございます。きょうは前回の資料を改めたという形で、もう一度、人材供給についてのヒアリングの結果をまとめておりますのが2ページ以降のお話になります。

2ページを説明させていただきます。コンセッション導入に必要な人材のイメージということでございます。

大きく2点ありまして、まずはコンセクション事業に必要な人材は、公共からの出向者、転籍者などの実務経験者を受け入れることに加えて、代表企業、構成企業から人材を派遣し、調達しているということは共通して言えることと思っております。

もう一つ、企業からの人材についてはということなのですが、派遣後にOJTで実務経験を積むことが重要とする共通認識があるものの、人材イメージには異なる2通りが見られましたということで、枠で囲ってある2通りがあるということでございます。

1つ目は、特別な素養や専門性は必要としない。また、事務系、技術系とも、一般的な公務員相当での人材であれば十分だということで、それを踏まえての見通しとしては、将来的にコンセクションの導入が進むことで、ある特定分野の人材が不足するという事態は考えにくい。今後も代表企業や構成企業等の中から人材調達が可能である。これは前回もまとめた同じ内容でございます。

それと、片やもう一つございますという(2)のほうはきょうは重要なのだと思いますが、安全性、公共性といったインフラ管理のマインド、施設管理の知識、実務経験を持つ人材が必要で、例えば空港の飛行場面管理ですとか、警備保安防災などは、公共に人材、ノウハウが集積していて、民間で新たに人材をそろえるのは苦労しましたというお話がありました。

これが一般化するのはいちよっとなかなか難しいというようなことを踏まえてまとめ直した内容でございます。

あと、3ページ目。これは大体、前回と同じではあるのですが、民間事業者からの意見として、公務員の活用について、事業プロセスについて、そのほか、一時的に金融のプロが不足した、今後なれてくれば業務の内製化、委託化などで人員も少なくできる、建設需要が2020年以降は減るので、そのときに人員をコンセクション事業にシフトするイメージでいるというお話をまた改めて載せております。

結局、今後の対応ということも少し変わってくると思っております、4ページ目になりますが、今後の対応でございます。

今回のコンセクション事業3事業の調査を行いました、まだコンセクション事業は始まったばかりで事例数が少ない上に、調査した事例でもそれぞれ分野や規模、事業条件や地域性などが異なり、見解についても開きが見られたということで、現時点の情報だけで一般的な傾向を特定することは難しいということでございます。

それと、今後、改めて調査を行うというときには、今回調査した事業のほかに、今後新たにコンセクション事業が実施される地方空港や上下水道などの事例、また、コンセクション事業への参入を検討したものの実施に至らなかった企業なども対象として、それと海外のコンセクション運営会社のノウハウの活用といった視点なども含めたヒアリングを積み重ねていって、人材供給に関するイメージをもう少し見きわめていこう。そういうことで、とりあえず今後の対応(案)というものを考えてみたところでございます。

5ページで、これは前回の部会の中で御意見がありました、専門ノウハウの移転につい

て、官民が一定期間連携して引き継ぐ必要があるというお話を受けてのお話なのですが、平成27年にPFI法を改正していきまして、コンセッション事業に公務員を一定期間派遣できる。それをもって、専門的ノウハウを有する公務員を派遣して、退職して派遣させるという制度ができていて、今回ヒアリングしました3つのコンセッション事例につきましても、少なからず、この制度を活用しながら専門的ノウハウの継承、引き継ぎを行っているというものでございます。

これは27年に法律を改正したとき「法案の必要性」と中ほどに書いてありますが、ちょうどそのときは日本再興戦略2014が決まっていたときでございまして、特に2つ目の○をごらんいただきたいのですが、仙台空港などにおいて、専門的ノウハウ等を有する公務員を事業初期段階に派遣することについて、民間から強いニーズが存在していたということ。

これを受けまして、下の「制度の概要」でございまして、特に(3)をごらんいただくと①、②というものがございましてまずコンセッション事業者が、派遣される公務員の業務内容や期間等を含めて、事業実施契約の中で締結をします。すると、公共の側から職員が派遣されて、対象法人、これはコンセッション事業者に対して一定期間、公務員が退職派遣という形で派遣される。こういう制度ができていて、これが活用されているというものでございます。

6ページをごらんいただきますと、具体的にコンセッション事業でどういうノウハウの移転を想定しているのかというポンチ絵があるのですが、ここでは3つの四角が囲ってありますけれども、左上の緑の枠を見ますと、駐機スポットの運用・管理に関する業務ですとか、あと、右のほうに行きますと、航空灯火の運用・管理など、また下の赤の枠ですと、飛行場面の点検、維持管理等に関する業務。こういったところが特に専門的ノウハウと思われていて、そのノウハウ移転のために一定期間、公務員の方に行ってもらおうという制度がある。これを参考までに御紹介させていただきました。

まず、私からは以上でございまして。

○柳川部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

どうぞ。

○上村委員 上村でございまして。

前回も同じことを申し上げました。もう一度自分の意見としましては、このコンセッションの導入に必要な人材ということにあたり、コンセッション事業を率先していくのにやはり必要な人材というのは、私はかなりな素養と専門性が必要ではないかと思っております。

ある程度、枠組みや、このコンセッションの大きな規格というものが決まってしまうと、いかに具体的にどうやっていくかというときの引き継ぎというのは、ある程度、今までの技術系、事務系ともに、ここにもありますような一般的な人材であれば十分というふうにはヒアリングなんかでは出てきていますけれども、その前に一番大事な、まだ、このコンセ

ッションを組成していく人材。これがまだ日本の中では数が少ない。企画し、収支を計算し、そういうフレームも計算し、組成していかねばなりません。そして、これは地方自治体であれば議会も通さないといけなかったりする案件もあるわけです。そういう組成の人材と、それから、もう枠組みが決まってからいかに移転していくかというのはまた全然人材が違うのではないかと思うのです。

ここで問題にしているのは、大きなところは決まって、移転していくというところだけを問題にしているのか。いや、組成していくところも含むのか。私はまだまだ組成する、本当に専門性を必要とする人材の不足というふうに思います。特にコンセッションしていく場合、上下水道でも空港でも個別法が全部存在するわけですね。そこをクリアにして整合性を持たさなければ組成できていかないわけですから、かなりな素養と法律と専門性がないと組成できないと思います。

それから、ここにもあるような、それが大きく決まってやることになって、そして、具体的にどんなふうに移転していこうか。そのときでもやはり、この6ページにあるような特別な技術、専門性が要するという、これは絶対にしっかりと引き継ぎをしなければいけないと思います。それから、一旦決めた官と民の役割というものが、それは最初のスタートのときには一応きれいにいくのでしょうけれども、やり始めたら、それはそう簡単ではなくて、こういう場合には、これはどっちが責任を持つのかとか、どっちがどういうふうに対応するだとか、いろんな問題が後々も起きてくるわけです。私は何もなく、トラブルもなくスムーズにいつているときは最初に決めた枠組みの延長線上でいけるとは思いますけれども、ちょっと違うことが出てきたら、すぐにそこは暗礁に乗り上げる世界だと思います。ある程度といいますか、専門性を持った人たちがいろんなケースを想定しながら引き継いでいき、あと、運営していくことが大事です。

まずお聞きしたいのは、この率先していくときの人材ではないのですか。それとも、ある程度、枠が決まった後の導入というふうに限っていらっしゃるのか。そここのところも含めてお聞きしたいと思います。

○柳川部会長 どうぞ。

○直原企画官 ありがとうございます。

確かに2面あると思います。事業を組成するとき、それと、事業に入った後で技術的な面、専門的なノウハウを引き継ぐ。2つとも悩みがあるというところは確かにあると思います。

それで、今回は部会の調査内容として掲げましたが、ノウハウといいますか、公共サービスの業務が民間に開放されるときに生じる人材ニーズということで、確かに組成するというニーズもあるとは思いますが、特に私どもの求めといいますか、この部会で議論すべきお話としては、今、御案内しましたような専門ノウハウですとか、現地でのオペレーターする人のニーズがどうなのかということに絞ってお話を展開させていただいているというところはございます。

ちなみにですけれども、3者といいますか、3事例についてヒアリングに行った中で、全ての者ではなかったのですが、記憶にある限りでは、組成するときどうだったのですかということもやはりお話で聞いたのですが、コンセッションだから難しいということではなくて、普通のPFIの組成の応用というのでしょうか。それであったりとか、例えばM&Aとか、そういったところでやっつけられている方々のお話を応用・活用してやっていくという向きで難しいというお話はございましたし、そちらのほうもきょうの御案内の資料に載っています。

資料2の3ページの3つ目の○のところです。入札段階から事業開始まで一時的に財務・金融のプロが不足したので、外部人材を入れた。ここが特に組成するとき大変だったというお話として出てきましたが、ほかは、やはり事業を組成できた方だからだったのかもしれないですけれども、余り色濃い御意見はいただけなかったというところはございました。

以上です。

○柳川部会長 どうぞ。

○上村委員 このヒアリングの方々がどういう方々だったのかというのはわからないのですけれども、この入札段階に持っていくまでのところが大変なのです。スペックを書くところが一番大事なので、これは今まで、どちらかといえば、関西エアポートにしましても、それから、この仙台にしても、愛知にしても、ある程度、国のほうで一つスペックを書いたところがあると思うのです。だから、それをベースにやるだけという段階が、やるだけといいますか、実施していくという部隊だったと思うのですけれども、やはり最初に組成していくというのは、これから地方自治体でやっていかななくてはいけないわけですから、そうしたら、今、地方自治体の中でコンセッションを組成していける人なんてほとんどいないと思います。

○柳川部会長 どうぞ。

○直原企画官 もちろん、そういうお話が決して難しくないとか、扱うに値しないとか、そういうことを言っているわけではないのですが、この部会の中で扱わせていただいたお話は専門ノウハウと実務経験というお話を扱わせていただいたというところでございまして、ただ、組成のお話、先生が言われているようなお話は、また別のサイドで必要なお話だと思っております。

○上村委員 ただ、済みません、しつこいようですけれども、この人材供給について特別な素養や専門性は余り必要としないというのは少し誤解を与えていると思います。そういう言い方をしますと、いわゆるコンセッション導入の中で、やはりコンセッション導入というのは組成した後のいわば引き継ぎみたいなところを問題にしているのだということだったら、よほどそれを限って言うとおきませんと、人材供給の中でコンセッション導入で必要な人材はそんなに専門性を必要としないと聞いたときに、私なんかは非常に、えっというような、非常に誤解をしてしまいます。そんなに簡単ではないですと違ってずっと来てい

ますので。

○柳川部会長 ほかの委員の方の御意見も伺いたいと思います。

○上村委員 分けて書いたらどうでしょうか。

○柳川部会長 どうぞ。

○直原企画官 これは実際ヒアリングに行って、事業に携わられている方がこういう意見もあったし、それと確かに実務経験を持つ人材が必要だという、要は言われた方のお話をまとめております。そこはいろいろな御意見があるのだということで御理解いただければと思いますし、それが一つの、今の日本のコンセッションを取り巻いている事情の一つの真実なのだろうと捉えざるを得ないと思うのです。それは確かに違和感があるお話かもしれないのですけれども、実際にヒアリングした結果がこうだったということは一つとどめておきたいなと思っております。

○上村委員 ヒアリングの聞き方にもよります。

○柳川部会長 一つの部会長としての御提案なのですけれども、恐らく人材供給、コンセッションにかかわる人材供給と言ってしまうと、恐らくかなり上村委員がおっしゃったようなところにイメージが行く人もあるのだと思います。多いかどうかはわかりませんが、私自身もそういうところの話はどうなのだろうと当然思いますので、その部分にこの話が、その部分の話をしているというふうに誤解をされると多分、ミスリーディングだという、上村委員がおっしゃったような話が出てくるのだと思うのです。

なので、少し一連のフローを描いていただいて、今回のヒアリングなり、今回の焦点はここの部分ですということを確認にさせていただいたほうがいいのではないかなと思うのです。なので、先ほどのようなコンセッションの、どちらかという組成の、さっきのお話でいくと、地方自治体の部分ですね。地方自治体のほうでコンセッションのスペックを書くというお話があって、ここの部分でどういう人材が必要だと。だから、それを受けて事業をやるほうがいろいろ考えなければいけなくて、そこがこの一時的に財務・金融のプロが不足しましたみたいな話があります。

その次に来るのが今のオペレーションの部分で、オペレーション部分がここにまとめていただいた（１）と（２）の部分で、かなり一般人材で済む部分と、空港なんかの話でスペシャリストが必要な部分とということでもあります。

今のようなフローがいいかどうか、そのあたりもお考えいただければと思うのですが、私のイメージからするとそういうところで、一番最後の部分のオペレーションの部分に関して、どんな人材が必要か、あるいはどういうところが不足しているかというのをヒアリングしましたというところであって、その上の部分に関しては今回のヒアリングでは対象ではないというところを少し明記していただいて、せっかく上村委員がおっしゃっているので、この部分に関しては人材が不足しているという御意見もあったというところをメンションしていただくというぐらいでいかがでしょうか。少し、そんなような形で。

○上村委員 はい。

○柳川部会長　そこは多分、今のような、いろんな段階でいろんな人材が必要になるので、そのあたりを整理しておくことも多分、この部会としての必要なことかなと思いますので、その方向でお考えいただければと思います。

そのほか、御意見はいかがでしょうか。

どうぞ。

○直原企画官　大変すっきりした整理になると思いますので、そのような形でまとめたいと思っております。

1つ難しい点というのは、非公表にしていることが前提なので、どこまで踏み込めるかというのが、私も今、そうだなと思いつつもちょっと自信のない部分もありますので、そこはまた考えた上で御提案できればと思っております。

○柳川部会長　どうぞ。

○山口専門委員　今の議論に関係するのですけれども、先に資料4の話になってしまうのですが、資料4で「Ⅲ．人材供給について」という形で書いてあるのです。「Ⅰ．民間提案の積極的推進」「Ⅱ．バンドリング・広域化の推進」ということで、これはPPP/PFI全般の話で、Ⅲの人材供給だけが今回、コンセッションの運営段階に限った話ですので、人材供給についてということ全般を書くのではなくて、コンセッション、運営段階における人材供給についてという形で、要は論点をもう少し絞って提示をしていただいた上で、例えば今後の進め方のところで、人材供給上の課題みたいなものを、先ほどから出ているような議論を最後のほうで少し整理をしていただくとよろしいのではないかなと思います。

以上です。

○柳川部会長　どうぞ。

○宇野専門委員　人材供給についての最終的なまとめといたしましては、異なる2通りの考え方があるのだということだろうと思うのですが、それ自身についてはそのとおりだなと思うわけですが、報告書の中でどういう方向性で出すのかと考えたときに、単に異なる2通りがあるというよりは、この2つが何で異なるのかという背景についても少しは分析を加えてもいいのかなという気がいたしました。

どこまで書けるのかは問題ですけれども、その背景を少し考えますと、この部会の中でも話が出たかと思うのですが、人材確保に問題を感じないところというのは、人材が割と豊富な関西という地域を対象にした事業であるとか、あるいは既に民間会社があって、それを引き継いだという事情があるようなところであった。それに対してインフラ管理のマインドや実務経験が必要だということを感じているところというのは、やはりもっと地方部であると考えられます。地理的な背景の違いがあるのではないのかなと感じました。

次に、それをどこまで書くかということだと思いますけれども、地域の事情であったり、業態であったり、そういった違いもあって2通りの考え方になっているというように、次にどのポイントに着目をして調べていけばいいのかということが頭出しができるように書き込むとよいのではないかと思います。

以上です。

○直原企画官 今回の宇野先生の御意見、物すごくよくわかります。そういうふうにとまとめられることが本来、調査する目的というのはそういうところにあるべきですし、結論をそういうふうに出すのがしかるべきだと思うのですが、その3つしかないコンセッション事業の優劣をつけることになってしまったり、その事業は有利だ、この事業は不利だということを私どもからは言えないというのがこの苦しい取りまとめの一つの事情になっていまして、おっしゃることはすごくごもっともだと思いますし、そのとおりだと思うのですが、そこはできればここで御容赦願えないかなというのがお話でございます。

○柳川部会長 どうぞ。

○宇野専門委員 事情について、とてもよくわかりました。気持ちは共有できているのだなということであると全く問題ないかと思えますし、また、今後調べるべき事項という形で少し方向性は実は出ているとは感じておりましたので、このままで結構でございます。

○直原企画官 もう一つ、実のところは非公表にしていますけれども、実際の個別のヒアリング内容をごらんいただくとよくわかる仕組みになっていますので、私どもの中でということになるかもしれませんが、それは一つ、今後の調査の方向性として狙いを定めて引き継いでいくものだと思っておりますので、そこだけ付け足しさせていただきます。

○柳川部会長 ただ、御事情はよくわかるのですけれども、2通りの考え方という話だとかなり意見が分かれているという感じに見えるのだと思うのです。これは文言の問題だと思うのですけれども、恐らくここは、今、御指摘にあったように、要するに同じものを見て違う考え方をしているのではなくて、置かれている、必要とされる人材像が違うから2つの見方に分かれているというほうが正しい理解だと思うのです。

そういうワーディングにさせていただいたほうが多分よくて、これは(1)(2)と、要するに同じものを見て、この人は専門性を必要としないのだ、いや、専門性を必要とするのだというふうに意見が分かれているわけではなくて、それはやっている事業によってかなり専門性を必要とする事業と、それこそ空港の管制回りの話などというのは誰を連れてきてもいいという話ではないので、そうすると、やはりインフラ化や施設管理の知識が十分必要だということなので、要するにこの(2)のような人材なり、あるいは分野と(1)のような分野とがあることが見られたというふうなことが、それで、どっちがどうか、どの分野が専門性があるか、必要かとか、そこまでは数が少ないのでとてもできないのですけれども、要するに今、数が少ない中から見ると、かなり特別な素養や専門性を必要としない人材で回る部分と、こういう特別な実務経験が必要な人材とがあることが両方見られたというぐらいの書きぶりを考えていただければと思います。

そんな感じでもよろしいですか。

どうぞ。

○福島専門委員 私のほうからは、各論的などころばかりで恐縮ですが、3点ほどコメントさせていただければと思います。

まず、資料3ページ「ヒアリング結果まとめ」の「事業プロセスについて」のところですが、「実施契約後、事業開始までの6カ月でのまとまった数の人材調達は相当厳しい」とあり、一方で、「M&Aと見ると期間の延長は事業リスクが大きくなるため、好ましくない」とあります。人材調達のために事業リスクを犠牲にして、実施契約と事業開始の間の期間を単に延ばすのはあまり得策とは思いませんが、例えば実施契約より前に非公式に求人をかけたりするようなことで、人材調達の厳しさを緩和できないものかと感じましたが、このあたり、実際のヒアリングでは何か言及はなかったでしょうか。

それから2つ目は、前回言い忘れたなと思っていたら、今回資料に入れていただいた5ページの平成27年のPFI法改正についてです。個人的には、人材調達に関するこの平成27年のPFI法改正は、結構充実した内容だと思っていたのですが、ヒアリング結果を見るとそうでもなさそうな印象があります。先ほど来ありますように、この3件のヒアリング結果だけでは結論付けられないところがあるかもしれませんが、行政としては、この法改正に使い勝手の悪い部分が本当はないのかといった点に留意して、今後のヒアリングなどを進める必要があると感じました。

最後、3点目も今後の話ですが、今回のヒアリングは、既に実際の運営に携わっておられる事業者の方々へのものでした。これから、おそらくコンセッション案件も数が増えてきて、人材調達についていうと、例えばですけれども、複数の運営に携わったことで、自社の人材が枯渇し、その後の案件に代表企業として応募できないというようなことが出てくるかもしれません。そう考えると、落札して実際に運営を行っている事業者、つまり“勝ち組”にだけヒアリングをするのではなく、落札できなかった事業者や、入札をあきらめた事業者にもヒアリングしないと、バイアスがかかったヒアリングになってしまうおそれがあるかと思います。ですので、今後のヒアリングでは、可能な限り広い範囲を対象にして行われたほうがよいかと思いました。

以上です。

○直原企画官 ありがとうございます。

答えやすいところからいきますと、まず、今のは勝ち組ばかりではなくてとれなかったところもどういう事情でというのは確かに聞いたほうがいいと思いますので、今後の課題とっております。

あと、2つ目、PFI法改正の制度についての話ですが、実際聞いた仙台空港さんにしても、いいのかなのか、まだ自分たちでもよくわからないというのが正直なお話でした。ですので、そういったことも含めて今後のヒアリングというお話をいただいておりますし、そういったところも追いかけてながら、今後1年たって、2年たってくると、実際どうだったかというのがわかってくるでしょうから、そこも見きわめていく。全く言われているとおりと思いました。

それと、最初に出たお話ですね。そこはちゃんとしっかり説明しなかったので申しわけなかったのですが、ここでは6カ月、数カ月間を延ばしたらどうですかという話を実際、

仙台空港さんに問い合わせましたが、そこで出た結果が、延ばしてくれればいいというわけではないということでした。それと並行して人事で水面下でやられるというお話は最大限、可能な限りやっていたそうです。

もう一つ、困ったところとして、事業契約をとる前に新規採用とか、例えば人事面というよりも求人面と言ったほうが良いと思うのですが、そういったことを具体的にかけてもらえないらしい。それは労働関係の法律によるそうなのですけれども、契約実態が明らかになっていない業務に対して求人することができないという、そこが一つのネックだったみたいなお話はたしかありました。ほかのことについては、仙台の例ですと随分頑張っていたという印象は確かにありました。

それも含めまして、今後の参考にさせていただければと思います。ありがとうございます。

○柳川部会長 ほかはよろしいですか。

それでは、先に進みたいと思います。本部会のこれまでの議論をまとめた報告書（案）についての審議に移りたいと思います。事務局より資料3及び資料4に基づき、報告書（案）の御説明をお願いいたします。

○直原企画官 それでは、資料3は資料4を1枚にまとめたものというイメージでございますので、どちらかといいますと資料4のほうで御説明させていただければと思います。

資料3を横に見ながら結構でございますが、まず「はじめに」から行きたいと思いますが、今後のPPP/PFIのさらなる推進ということが掲げられていますけれども、とはいえ、まだ具体的な取り組み方法ですとか方向性がまだはっきりしていないという施策もあるということで、この事業部会を設置して、民間提案の推進、バンドリング・広域化の推進、それと、PPP/PFIの人材供給のあり方というテーマのもとで検討してきました。

それと、先行した取り組みを調べたということで、地方公共団体や民間事業者へのヒアリングをもとにして、事業の実務レベルに近い立場での議論を行い、検討しました。そういうことを書いております。

それで、3つのテーマについてでございます。

2ページに入りますが「I. 民間提案の積極的推進」という中で、まず「(1) 民間提案とは」というところです。

事業者から提案を受ける、もしくは公共と民間事業者が対話するというものをまず民間提案として定義しまして、それと3つあって、サウンディング調査、民間発案については、負担は小さく簡便ですと。横浜や福岡で事例がありますということやPFI法、民間提案については、負担が大きくて、事例が2件しかない。PFI事業の詳細な案とVFM計算をしないといけないということも掲げております。

4ページ、5ページは事例ということで、サウンディング調査、横浜市の実例。それと民間発案、PFI法に基づく民間提案について、若干の御説明を加えているというものでございます。

また、6 ページですが「(2) 民間提案の推進に係る主な論点」ということで、これまで行われてきた各種会議体や文献等での意見を取りまとめると、4つの論点にまとまってくるということでございます。

民間の負担については民間の負担が大きい、大手しか提案できないというようなこと。

情報開示については、必要な情報が手に入らない。また、重点テーマの設定など、提案のきっかけが欲しいというようなこと。

ほかにもインセンティブ、企業ノウハウの保護といったことを主な論点としていて、これをもとに検討を進めていくということになっております。

7 ページでございますが「2. 民間提案の推進に向けた方策」ということで、ここでは4つの論点をもとに考察を加えたということです。

まず「① 民間事業者の負担軽減」についてということ、A4判数枚の提案ですとか、民間事業者に過度な負担を求めないというようなこと。それで、民間からも営業活動の一環として受けとめていて、参加しやすいとの評価があったということが書いてあります。

また「② 民間事業者への情報開示」ということでは、サウンディング調査ですと、提案に必要な情報開示、民間発案ですと行政の興味、期待が把握できて、発案参加のきっかけができていくといった意味で情報開示がなされているということを確認しております。

8 ページ目に入りまして「③ 適切なインセンティブ付与」でございますが、民間提案での活用が考えられるインセンティブ付与の事例としては随意契約、加点方式、報奨金などがありますが、導入に当たってはそれぞれ配慮が必要であるということ。

また一方、明確なインセンティブがなくても、さほど負担をかけずに行政の意向を確認できる。それは確認できるならば、それはメリットであるといったことで、それを一つのインセンティブとして捉えるという捉え方があるのではないかと書いております。

9 ページですが「④ 企業ノウハウの保護」ということで、対話の個別実施、企業の非公開、公表に係る事前確認などによって、民間事業者のノウハウ流出等に配慮しているという事例を見てとれました。民間事業者が安心して民間提案に参加できる環境づくりが重要であるとまとめております。

「⑤ まとめ」については、サウンディング調査、民間発案は4つの論点に満足した具体的な対応策として把握できるものと考えておりまして、今後、民間提案の積極的推進に向けての考え方を取り入れていくことが有効なのではないかとまとめております。

もう一つ、10 ページですが「(2) PFI法に基づく民間提案の活用」ということでございました。サウンディング調査、民間発案は、求める提案がアイデアレベルで小さい提案となっておりますが、本格的な事業内容の提案を求めるといったことで法民間提案の活用をということで考えております。

しかし、法民間提案は現状では採用事例が2件のみと少なく、負担やハードルが高いという実情と、制度としては有効だと捉える民間の意見もあつたりしました。そういった

ことを踏まえて、運用改善としては従来の法提案の手順に工夫を加えて手続を付加することで3つの運用改善を提案したものでした。

まず「① 個別事業の提案公募」で、これによって民間提案を受ける事業の特定とか、あとはタイミング、事業化の考え方など、行政からの情報提供がなされるので、きっかけづくりができるということを言っております。

「② VFM算出の簡便化」で、PPP/PFI優先的検討プロセスで導入されております「簡易な検討の計算表」で、VFM算出を簡便化することで事業者の負担が軽減できるのではないかと考えております。

また、11ページに入りまして「③ 適切なインセンティブ付与」。提案を行った民間事業者に適切に評価する考え方のもとで、加点インセンティブは効果的ではありますが、やはり加点割合については個別に判断すべきであるものであったり、インセンティブの付与の事前の提示が必要であったり、また複数の提案があった場合等の取り扱いを事前に想定しておく必要があるだろうとの留意事項をあわせて書いております。

12ページで「④ まとめ」では、3つの運用改善で法提案が普及できるのではないかと。ただ、従来の制度も引き続き実施していくということをまとめております。

「3. 民間提案の積極的推進に当たっての進め方」ですが、サウンディング調査、民間発案については広く普及していく。それと、法民間提案について、運用改善を加えた上で広く普及していくということなのですが、まだ法民間提案の運用改善について実績がないものですから、まずは実績を積み上げて、施策の有効性を高めるということに取り組んでいきたいと考えております。

そこで2段構えの、民間提案の積極的推進が図られるのではないかとということで、それに資するものとして、地方自治体等に対しての支援事業、ノウハウ、情報提供、また地域プラットフォームの活用といったことを考えております。

14ページになりますが「(参考) 幅広い民間ノウハウの活用に向けて」ということで、ほかにも競争的対話、性能発注の考え方というものを御紹介して、幅広い民間ノウハウの活用に向けた取り組みがほかにもあることを紹介させていただいております。

続いて、16ページ「Ⅱ. バンドリング・広域化の推進」についてです。

まず、バンドリング・広域化というものは、規模が小さく、PPP/PFIの事業化が困難なものについて、一定程度の事業規模として事業の成立性を高めるといった施策であるという定義ですけれども、それをうたった上で3つの形態があるということ。バンドリングですと、複数の施設を一括して事業化する。集約化・複合化ですと、複数施設を一つの施設にして事業を進める。広域化ですと、複数の地方公共団体が管理者となって一つの事業を行うといったものです。

17ページ、18ページには、それぞれの事例ということで若干掲げさせていただいております。

京都市の学校耐震ですと、複数校を一斉に実施して、工法を工夫することでまた仮設校

舎が不要になったりといったメリットがありました。

おおぶ文化の森では、集客性、拠点性といったものの施設を持つことになって、目標の20%増の利用者が出てきたといったことがあります。

また、群馬県東部水道統合では、建設事業費を約20億円削減できたり、人件費・維持費を年2億円削減できたりといったことを紹介しております。

続いて「(2) バンドリング・広域化の実施状況」についてですが、表にありますように、浄化槽整備、学校空調、耐震化など、バンドリングで行っているもの。集約化ですと公営住宅、複合化ですと公民館等、図書館、教育施設など、広域化ですと廃棄物処理施設、斎場、給食センターなどが実施されているということを紹介しております。

19ページです。「2. バンドリング・広域化の実施に当たってのポイント」ですが、それぞれバンドリング、集約化・複合化、広域化、事情が違うということもございまして、それぞれについて実施のポイントを書いております。

まずバンドリングですと、一斉実施したりとか、またスケールメリットでといったようなことで効率的な実施が図られるといったようなことを言った上で、今後、老朽化した施設の大量更新に活用が期待できるといった反面、地元企業の受注に心配が生じるということで、地域関係者の理解・配慮が必要だということもここでは書いております。

次に集約化・複合化ですが、施設の集客力、拠点性の向上、施設の付加価値づけもメリットであるということも言った上で、集約化・複合化の理由で特別な課題や負担が生じるわけではない、ふえるわけではないということもつけ添えております。

また、向いている分野としては、庁舎、ホール、図書館、公民館などがあるということ。それと建てかえ、移設時が検討に適したタイミングであること、また、民間施設との複合化も効果的であるということで、特にさいたまのコンナレーの事例も載せております。

21ページですが、広域化については、小さい自治体では実現が難しい事業を可能にできるということ。それと、スケールメリットが出るというのがこの広域化のメリットであると言っております。

それと、向いている分野としては、国が推進する上下水道、廃棄物のほかに、斎場、給食センターというものもあるではないかということも言っております。

また、推進のためには広域的な地域プラットフォームに期待するところがある。また、市町村をまたいだ広域化は労力を要するとの意見もあったということも添えております。

その上で、23ページですが「3. バンドリング・広域化の推進に当たっての進め方」として、まずそれぞれの事情を情報提供しながら、事業の掘り起こしや案件形成を支援していくというスタンスのもとで、それぞれについての進め方を書いております。

バンドリングでは、バンドリングが地域に受け入れられる環境づくりをということで、地域プラットフォームの活用を進めております。

集約化・複合化につきましては、メリット・効果が十分に認知されていないというところが現状にありますので、メリットや効果、施設機能の組み合わせや事業規模など、情報

提供に努めるということ。それと、コンセッションや収益施設の併設・活用につながるPFI事業の掘り起こしといったことも進めていきたいと思っております。

また、広域化につきましては、市町村間の調整の受け皿ということで、広域的な地域プラットフォームの活用ということをここでうたっているところでございます。

その次以降の「Ⅲ．人材供給について」です。

これは先ほど資料2の中で御説明していた内容をまとめているところでございますので、御説明はここまでといたします。

以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問・御意見等がございましたら御自由にお問い合わせいたします。

どうぞ。

○宇野専門委員 取りまとめ、ありがとうございます。

民間発案のうち法民間提案というものについてなのですが、今回ここで取り上げているのは自治体発というような意味合いでよろしかったのでしょうか。先ほどどこかに自発的なものというのは別だという話でしたが、もともとの法民間提案は自発的なものであったと思います。

その意味では今回の提案は自治体側からの発意という意味で、これまでのもとは全く異なるものに見えます。そこは強調してもよいのではないかと思うのです。民間提案というと、民間がイニシアチブを持って取り組むものというイメージが強いような気がするのですが、むしろ自治体側から早い段階で民間に提案を求めて、一緒に組成していきけるのです。そういう仕組みだというようなニュアンスで強調してもいいかなと思います。

○直原企画官 ありがとうございます。

民間提案という仕組み自体は、もともとできますし、あるのですが、なかなか活用されていないのでということでつけたのが今のきっかけづくりだとかという話なのですが、その辺はわかりづらいといいますか、民間の積極性も必要なのだということを何かしたためておいたほうがよいというようなことなのではないでしょうか。

○宇野専門委員 補足いたしますと、10ページ目になりますか。ここでマーケットサウンディング等々とは違って、PFI法に基づく民間提案の活用が期待される場所だということなのですが、ここで期待されているのは民間が自発的にやってくれるという標準的な民間提案というよりは、自治体側が仕組んだ民間提案の仕組みだと思うのです。

今回提案しているのは、自治体側も積極的にかかわった形の民間提案だと思いますので、そのところは強調してもよいのではないかと。つまり、誰が一番初めに行動するのかといったら、自治体が行動するのだということですから、メッセージが誰向けなのかといえば、自治体に向けたメッセージなのだ。そこがはっきりわかるという趣旨でございました。

○直原企画官 よくわかりました。ありがとうございます。

○柳川部会長 ですから、その部分は10ページの①で一応「公共側から民間提案を公募する手続を付加する工夫を行うこと」と書いてはいただいているのですが、ここに何かもう少し強調するか、例えばこの上の図表のところの「個別事業の提案公募」というところは「提案公募」と書いてあればわかるといえばわかりますけれども、ここは「公共側」とかつけ加えるとか、今のお話はそういうことですね。

○宇野専門委員 そうです。「民間提案」という言葉が先にあるので、民間提案なのだから民間が提案するのだろうという発想とはまた違って、この①の個別提案を自治体側が公募するのだというところは強調してもいいのではないかという、そのくらいの意見でございます。

○直原企画官 ありがとうございます。

○柳川部会長 どうぞ。

○上村委員 この報告書の今後みたいなおところをお聞きしたいのです。これは事業部会から親会に報告書として提出し、それをもとに、またもう少し地方自治体用に手引きのような感じに置きかえて、今の民間提案もこういうこと、こういうようなやり方、バンドリングのこういうようなやり方でこれから2月から始まる、地方自治体に説明・広報なさるものがありますね。このまま、これが行くのでしょうか。それとも、これをもう少し本会にかけて別の言い方になって、この内容を踏襲しながら別の言い方で地方自治体にわかりやすいような、民間提案やバンドリングや人材の問題について、手引き的というか、モデル的に資料としてつくっていくのか。この報告書の扱いについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

○柳川部会長 どうぞ。

○直原企画官 申しわけありませんでした。そこを最初に御説明しないとイケませんでした。

この表紙をごらんいただければと思うのですが、部会の報告書ということで、5人の委員の皆さんがまとめられたものでございまして、それを例えば、内閣府もそうですし、PFIに携わっている公共の方もそうでしょうし、もしくは民間の方もあるときは入るかもしれませんが、こういう考え方があるのだということを投げかけていただく。そういうものだと捉えております。

具体的には、今後のお話でいきますと、部会がまとめた報告になりましたら、それを3月24日のPFI推進委員会、本会議のほうに部会から御報告という形で委員会に報告するということではありますが、まとめるのはこの事業部会がまとめて、それを世の中に対して提案する。こういう方法でやるといういいというメッセージをいただく。

私どもは行政体ですので、いただいた立場として、それに基づいて、それを参考にしながら、それに基づいて今後の施策を進めていくなり、地方自治体においてもこういう考え方がとても有効だと思うので一緒にやろうと言ったりとか、そういう使い方をしていくと

思っております。

○上村委員 ありがとうございます。

○柳川部会長 上村先生の御質問の趣旨は、これをそのまま持って行って公共に使ってくれといってもなかなか、もう少しブレークダウンしたり細かく具体的にしていかないと使いにくいのではないかというイメージですか。そういうことではなくて。

○上村委員 いえ、そういう意味ではなくて、これは今までの議論を本当にかなり簡潔に、かつ必要十分にまとめられていると思いますし、こういうことがやはりしっかり実施されていくことが今後の推進に非常に役に立つと思っはいるのですけれども、どのような、誰に向かって、どういうふうに、どういう扱われ方になるのかによって、また読み方も変わってくるので、そういうことを前提にもう一遍読んでみたいとも思います。でも、今の趣旨でいきますと、これを行政側、地方自治体側、あるいはPPP/PFIを進めていく人たちにとって、これは本当にこういうことを一つ一つ具体的にやっていくことが推進するのだというふうによくわかると思いますので、これでいいと思います。

きょうの人材供給はぜひ、先ほど部会長がおっしゃったような、こういう段階における人材の話をしているのだというところを少し限定して書いていただくほうがいいと思います。そのほうが組成と、具体的に引き継いでオペレーションしていくというのではまた人材という、ちょっと違うと思いますので、そこのところだけ区別して段階的に書いていただければ、これはこれで非常に推進の具体につながると思います。

○柳川部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○山口専門委員 3ページの図表なのですけれども、やはり自治体がこういった民間提案を実際に活用していこうといった場合に、議会とか住民とかに対して説明できるようでなければいけないので、そうすると、それぞれの手法についての意義をもう少し明確にさせていただいて、一応「目的・概要」というところでこういうものだという事はわかるのですけれども、それぞれの提案の手法の意義をもう少しきちっと整理をして書いていただくということと、一番最後に「民間事業者の負担」だけ書かれているのです。だから、要はコスト面ばかり言っているのですけれども、やはりメリットがあるからこそ、これは提案をしているわけですから、そのメリットの部分と多分2つあるのかなと思うのです。

1つは、民間事業者の提案を実際に採用することによって期待されるValue For Moneyが高いということと、もう一つはいわゆる民間提案を受け入れることによって公共の事業化における負担が軽くなるということで、その程度が要は3つで違うといったところを入れていったほうがいいのではないかと。要は、法民間提案を法律として、民間提案を制度化しているというのが、そういったValue For Moneyがもっと期待されて、かつ公共の、要は発注者側の負担も減るといふところの意義があるということとこういった手法というものを法律で整理をしていると思うのです。

それとは別に、もうちょっと小さいレベルでということとサウンディング調査であると

か、民間発案とかがあるので、そのメリットの多さといいますか、大きいか、少ないかというところも少し入れていただいたほうがいいのかなということで、それぞれ手法の意義と、それから、メリットです。これを整理して加えていただければと思います。

以上です。

○直原企画官 ありがとうございます。よくわかります。

そこを一番気を使って書いたつもりだったので、確かにそういうふうに自治体さんが議会とかで使うときということを考えれば、今のようなお話は確かに出てくると思います。

ちょっと考えさせていただきたいなと思います。ありがとうございます。

○柳川部会長 どうぞ。

○福島専門委員 私からは、1点だけコメントさせていただきます。

「バンドリング・広域化」のところに特に関係するかと思うのですが、こういった施策を行うにあたって自治体の職員の方、つまり実際の現場にいらっしゃる方が一番苦勞されるのは、おそらく、地元住民や関係者の方々との対話・交渉ではないかと思います。報告書案でも、断片的には言及があるのですが、そういった部分にももう少し焦点が当たっていると、現場の自治体の方が読んだときに、心に響く報告書になるのではないかと思います。

そこで、1つ提案ですが、「ワークショップ」について言及されてはいかがでしょうか。現在、既に多くの自治体において、PPP/PFI事業の初期段階で、「ワークショップ」と称する地域住民・関係者を交えた会合が行われています。例えば、「サウンディング」の事例であがっていた横浜市でも、サウンディングの前にワークショップをやっているケースがあります。もちろん、ワークショップにもうまくいっている場合とそうでない場合があるのですが、こうした実務的なことに言及することで、報告書がよりビビッドなものになるのではないかと思います。

以上です。

○柳川部会長 どうぞ。

○直原企画官 ありがとうございます。

先に言いますと、ワークショップのお話とか、イメージづけがもう少し親しみを持ってできるというのではないかということですね。それも考えたいと思います。

あと、現場とのギャップがないようにということで、どうやって書いたらいいのかというのをとても苦勞したりとか、余り露骨に書くとそのもめ事をつまびらかにしてしまうとか、いろいろあって、御期待に添えない書きぶりになっているところがあるのかもしれない。

できればというか、この資料はこうではあるのですけれども、私どもが説明するときに、実際のところはこうなのだという、行に書いていないところで今のようなお話を差し上げるという形で勘弁いただければといいますか、もちろん、おっしゃられることはごもっともですし、もう少しリアリティーがあったり、具体性があったほうがいいというのはある

のですけれども、まとめるにまとめ切れないような事情もあつたりしたものですから、こんなようなことになっているという感じです。

○福島専門委員 おっしゃるとおりで、交渉の実際のところは、あまりダイレクトには書きにくいと思います。ですので、ワークショップの事例紹介という形で、紹介するのがいいのではないかと思いました。

○柳川部会長 少し、そのあたりが書けるようでしたら追加していただいて、それから、さっき御意見があった民間提案の3つの手法の図表なのですけれども、ちょっと見ていて、今、思ったのですが「民間事業者の負担」というふうに書いてあるのは、ここの負担は提案に係る負担ということですね。事業運営に関する負担ではなくて、なので、この資料3のところもそうなのですけれども「負担」とだけ書いてあるので、提案に関する負担だということがもしかすると、少しわかったほうがいいかなということが1つです。

さっきの話でいくと、提案の負担が重ければ重いほど民間の事業者からすると自由度が高くて、あるいは民間のアイデアが生かせやすくという裏表の関係にあると言っているのですか。そこまでは言い切ると、ほぼそういう感じで、そういうふうにごくかに書いていただくと、では軽いほうがいいのかということにはならないということでバランスがとれるのかなと思います。

○直原企画官 その話はしなかったのですけれども、13ページのところにも、これは前回の部会の中でも若干御紹介したのですが、要は民間事業者の提案に係る負担とインセンティブのバランスがとれた方法ということで、この図がありますけれども、その図が一つ、内容と負担の割合をあらわして、この辺という意味合いとは違うのでしょうか。大体、この辺で頑張ったのかなというふうには思っていたのです。

○柳川部会長 いかがですか。

どうぞ。

○山口専門委員 この図でいうインセンティブというのは、要は点数で加点してくれます。そういう話であって、民間提案のそもそもの意義というのは、その民間提案で民間が提案することによって、自分がやりやすいように事業を組むことができる。だから、自由度が高まって、要は自分の考え方がより事業に反映されやすくなるといったところもやはりインセンティブとして民間はあるわけですから、ここのインセンティブというのは非常に限定的な話になっていますので、その大前提として、やはり民間提案というのはそもそもどういう意義を持っているのかというところをきちっと整理をしていただいて、さらに3つの手法のうち、要は法民間提案というものは最も自由度が、民間事業者に自由度が高くなるわけですね。自分たちの提案が採用されれば、それは1パッケージで、そのパッケージとして採用されるわけですから、それに対してサウンディングとか民間発案の場合はつまみ食いの可能性が高いわけですね。そういうこともきちっと書いていただいたほうがよろしいかと思うのですよ。

○直原企画官 わかりました。ありがとうございます。

○柳川部会長 今回の点は重要なところかと思えます。少し可能な限り書いていただいて。  
そのほかは。  
どうぞ。

○上村委員 今のお話、前回の議論でもインセンティブをどう考えるかというときの議論があったと思うのです。おっしゃるように、今回だとこのインセンティブが限定的かなと思います。それとこれは質問でもあるのですが、これは自治体によってどういうインセンティブ付与にするのかというのは、個々にある程度、案件ごとに自治体が民間提案におけるインセンティブも決めていけるということですね。そのインセンティブ、どのような今回のいわゆるプロジェクトに対しては、こういうようなインセンティブを民間にもかなり裁量が大きな範囲として与えるというようなプロジェクトということも決めていけると考えますか。

私、これの扱いも含めて、もう一度お聞きして、いかがでしょうか。わからないところがあるのですが、要はこれはこれからの導入の手引きだとか、こういうものとセットでこれから地方自治体のほうに回っていく。これだけが単独で行くのではなく、先日の部会といますか、親会でもあったような推進の仕方と、この運用の手引きと、（これはかなりバイブル的によくまとめられていると思うのですが）これとは一緒になって、これだけが単独で動くということではなくて、これがセットで動くと考えていいわけなのですね。

そういうときに、この民間提案に関しても、ここでこういうインセンティブだというふうに別に決めていくのではなく、こういった民間提案の推進に向けていったほうが、今、おっしゃったような、より民間にとっても、また地方自治体にとっても新しいいい提案もできるし、その都度、インセンティブの幅は決めていってよいということで私は理解しているのですけれども、そうではないのですか。

○直原企画官 はい。特にインセンティブの部分については、まだ事例も数えるほどしかないですし、それがよいのかどうかということも今回確認したわけではないのです。ただ、こういうやり方があるし、求められてもいるのだろうなということがありますので、今、私どもといますか、言える範囲としては、こういうことがいいと思われる。ただ、実績を積んでみたり、実際、インセンティブがどれぐらいだったらいいのかというのはこれからのお話でしょうし、トライ・アンド・エラーもあるでしょうし、そういうことを経ないとはっきりしたマニュアルみたいなものまでにはまだ至っていないと。ただ、やる価値がありますという御提言といますか、御示唆をいただけると、私どももそれに取り組みやすいのかなと思っております。

○柳川部会長 どうぞ。

○上村委員 ということは、まさしく事業推進のための一つの考え方、このPFI事業を推進していくための一つの考え方というような理解の中で、これをどんなふうに具体化していくのはまだこれからひとつやってみましょうという位置づけで考えたらよろしいわけですね。

○直原企画官 はい。

○上村委員 そう思います。

ぜひ、この1ページの「はじめに」というところで、やはり先ほどおっしゃられた意義と意味みたいなところももう少し入れて、こちらの手引きのほうは結構、最初は序章という形で「はじめに」のところを割ともう少し力を入れて、このPPP/PFIの意義と意味というものはもう少し織り込んでおられますし、ここのところももう少し、1ページのところは意義と意味みたいなものを織り込んでいってもいいかなとは、1ページでいきなり重点政策として位置づけられているというところから出発するよりは、このPPP/PFIの意義と意味ということをもう少し最初に肉づけをして書いていったほうがいいのかと思います。推進のために。

○直原企画官 1行目のお話ですね。「重点政策として位置づけられ」。

○上村委員 「重点政策として位置づけられ」から始まっていますね。それをもう少し、こちらにあるように、いかに効率的に、効果的に、やはり公共の整備に対する事業として、財政状況の中でやるのだという、なぜ民間資金活用事業を進めるのかという意義と意味をもう少しきっちり書き込んでいくほうがいいと思います。

○直原企画官 ありがとうございます。

○上村委員 それが次からの民間提案ではバンドリングの意義と意味を深めていくことになるとと思いますので、1行目でもう「位置づけられ」というところから始まるのではなくて、そっちのほうがいいと思います。

○柳川部会長 政策ですからやるのだということではなくて、当然のことではあるので、ほかに重複してしまうのでということであれだったのだと思うのですが、少しそこは一文書いていただいたほうが報告書としてはすっきりするのだらうと思います。

今、御指摘があったように、この施策、PFI法に基づく民間提案のところの①、②、③の工夫というのが多分、この報告書の目玉ではあるので、この部分は、ただ具体的に法改正を何か要求するという話ではないのだと思うので、こういうやり方がありますと。それで、それぞれ皆さん、もう少し地方自治体さん、ここの部分で工夫をされたらどうですかということで、その工夫の具体的な内容もまだ事例がないので、なかなかここで示すことはできないということからすると、これからこういうところを皆さん考えていきましょうというところのメッセージを伝えるということだと思いますので、そこのあたりがきっちりわかるようにしていただければいいのではないかと思います。

済みません。時間ですが、あとはよろしいでしょうか。

それでは、お時間がございますので、よろしければ質疑応答はここまでにさせていただきます。

それでは、次に今後の進め方について、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○直原企画官 本部会の構成員の皆様には、短期間のスケジュールの中で積極的に御参加・御議論いただきまして、本当にありがとうございました。

本報告書につきましては、本日御指摘いただきました意見を踏まえて、事務局で取りまとめさせていただきます。その後、3月24日に開催予定のPFI推進委員会において報告を行う予定でございます。

○柳川部会長 ただいま御説明ありましたとおり、今後は報告書を取りまとめて、PFI推進委員会、親会への報告を予定しております。

本日の議論を踏まえた報告書の取りまとめについては、恐縮ですが、部会長の私に御一任いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、以上で閉会とさせていただきます。進行を事務局にお返しします。

○直原企画官 ありがとうございます。

それでは、まず1点、事務連絡でございますが、きょうの資料でございますが、そのまま置いていただきましたら後ほど郵送でお送りいたしますので、もしお持ち帰りというものがおっくうでしたら置いていただければと思います。

また、11月24日から3回の短い間での議論ございましたが、委員の先生方から大変貴重な御意見をいただきました。おかげさまで民間提案の推進、バンドリング・広域化、PPP/PFIの人材供給というテーマ、いずれにつきましても、部会開催前には全く何をやっていいのかわからないような状況から始まったものでありましたけれども、開催前には思いもよらなかったようないろいろな実情がわかったりとか、考え方が新たに出たりとかしまして、今後の施策の推進を考える上で参考となる、また、正確な情報を手に入れることができたのは本当にありがたいと思っております。

今後は、今回の知見をもとに、政府として施策を進めていくことが中心となってまいります。その際にも先生方のお力をおかりすることができればと思っておりますので、今後ともどうか、ひとつよろしく願いいたします。

また、会議は今回で一旦、一区切りとなりますが、どうか、今後もPFI推進委員会をよろしく願いできればと思います。

今日まで会議の進行に当たりまして、多大なお力添えをいただき、まことにありがとうございました。今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、閉会とさせていただきます。どうも、御検討ありがとうございました。